

魚津市市民自治推進会議(第2回) 会議録

日 時 令和4年7月 27 日(水)午後7時 00 分から8時 40 分まで

場 所 魚津市役所4階 第1委員会室

出席者 委 員:山根拓 浦田孝子 武隈大和 高縁周明 鴻戸豊 水口富代明 野島裕子

澤泉弘 木下理佳 高瀬康太 田中光幸 大崎章博(12名・敬称略)

事務局:総務部長 南塙智樹 地域協働課長 小林孝仁 協働推進係長 関口晶子

<司会 地域協働課長>

次第1 自治基本条例検討市民会議(第1回)について

事務局より、資料説明。

(座長) 何かご意見はありますか。

(委員) (意見なし)

(座長) ご意見がないようでしたら、次へ進めて参ります。

次第2 今後のスケジュールについて

事務局より、資料説明。

(座長) それでは、今ほどの説明につきまして何かご意見はありますか。

(委員) 今後のスケジュールについて、市民自治推進会議の間が空きすぎています。地域振興会には既に6月末の定例会で意見聴取の話をしています。市議会の意見聴取や検証依頼をするのは進め方として基本的に間違っている。魚津市の総合計画を作ったとき、議員が出席したのは根回しではないか、議会には十分に議論の場があるだろうということがありました。法律に基づき議員が参加しなければならない場合以外は、やるべきではありません。

(市) 今ほどの議員から意見を聴取することは根回しにあたるというご意見でしたが、市議会の「地域振興とまちづくり特別委員会」から、今回の自治基本条例の見直しを行うことについて、現状と進め方についての説明を求められ、7月11日に第1回市民自治推進会議の資料を用いて説明をしています。自治基本条例には「議会の役割」という章が設けられており、この部分について、改めて検証いただくよう投げかけました。その他、条例全体で見直すべきところはないか、特別委員会へ申し入れし、その後正式に市長名で議長あてに検証のお願いをさせてもらったところです。

市議会の各派代表者会議では、「地域振興とまちづくり特別委員会」にて自治基本条例の検証を行うこととされております。

市民と市、そして市議会の三者によりこの条例を構成していることもあり、議員にもこの5年間の取り組みを検証いただくということで、ご理解いただきたい。

(委員) 議会や振興会からの申し入れであれば、対応されればよいが、自治基本条例を見直す手続きとして組み込んだスケジュールとするのは、根回しをしているとも捉えられ、これはおかしいです。

(市) 途中、市議会とのやり取りはあっても良いが、あらかじめスケジュールに入れるのはおかしい、というご意見でしょうか。

(委員) そうです。市民自治推進会議でのスケジュールとして組み込むことではないです。

また、自治振興会連合会でコミュニティセンター化の議論をしておられると思いますが。

- (市) 自治振興会連合会の定例会では、コミュニティセンター化についての今後の進め方及び職員を地域で雇用いただくことについて、振興会長の皆様へご説明させていただきました。自治基本条例の見直しについての議題はあげておりませんでした。
- (委員) この市民会議での見直しが終わってから、地域振興会や市議会へ結果を上程して議決するものであり、議会とすり合わせする必要はないということですか。
- (委員) そうです。議会へは議論の結果を報告したら良い。わざわざ議会へどうしますかと問いかけることはしないで良いです。
- (委員) それでは、条例の内容に関するご意見について、早くこの委員会での議論を交わされれば良いと思います。
- (委員) 進めてほしいと思います。
- (座長) この会議が予定よりも遅れているのですが、時間も限られていますので、この議論を進めさせていただくということでいかがでしょうか。委員からのご意見で、スケジュールの期間が空きすぎているということについては、事務局ではどうでしょうか。
- (市) 5年前の見直しの際にも、振興会とも情報を共有させていたいたことから、今回も同様に進めさせていただきたいと考えています。また、次の会議の開催予定が10月であり、期間が空きすぎているとのことです、自治基本条例の前文から章ごとに皆さんからのご意見を伺いたいのですが、おそらく本日の会議では時間が足りず、全てを確認することはできないだろうと考えています。そのような場合は、10月とは言わず、前倒して開催させていただき、残りの部分の条例の見直し・検証作業を行いたいと考えています。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

次第3 自治基本条例の見直しについて

- 事務局より、資料説明。
- (座長) それでは、次第3につきまして、審議していきます。
- 府内検討委員会にて自治基本条例の逐条解説の一部を変えた方が良いのではないかというご説明をいただきました。
- 公民館をコミュニティセンター化することについて、具体的にどういうメリットがあるのかがよく分からぬので、ご説明をいただきたいのですが。
- (市) 第4条の第2号について、座長からのご質問にお答えいたします。
- 魚津市では令和元年度からコミュニティセンター化に関する議論を本格化し、令和2年度から片貝、令和3年度から大町、令和4年度から村木の各公民館をコミュニティセンターへ移行しています。
- 確かに、ご指摘のとおりこれだけでは何がメリットであるのかは理解できない表現であると思います。
- 公民館では、社会教育法に基づく活動しかできないという縛りがありました。コミュニティセンターとすることで、地域の活動の自由度が高まります。これまでできなかつた有料での行事開催や貸館などが可能となり、さらに幅広い活動が期待できます。
- また、自治基本条例に基づいて、持続可能な地域の運営をしていただきたいというねらいがあることを、コミュニティセンターの表現に含めています。

- (座長) コミュニティセンターのように、システムを変えることで、地域の持続可能性をどのように高めていくのか、効果や意義が分かりにくいと思いました。
- (委員) コミュニティセンター化の第8章が「地域コミュニティ」であり、これらが関連してくると思いますが、コミュニティセンター化にあたって、コミュニティセンター化の公民館の役割があると思いますので、このまでの表現では、市民に伝わりにくいと思います。
第2章と第8章の関連があり、第2章で一括して表現するのは分かりにくいと思いました。
- (市) 確かに、第8章のところでコミュニティセンター化の説明をした方が分かりやすいと思います。次回まで訂正させていただきます。
- (委員) 例えば「自主防災」とか、「地域の中の各団体の関わり合い方」とか、もう少し具体的に表現した方が良いのではないでしょうか。漠然とした文章では一般的には伝わりにくいと思いました。
- (市) 第8章の方で、より分かりやすい表現となるように努めたいと思います。
- (委員) 自治基本条例の制定経過で、いきなり平成18年に自治基本条例が出てきたような説明であったが、魚津の場合は、平成の初め頃に今の地域振興会のようなもので、公民館を軸にしていろんな住民団体が集まり、平成16年に「公民館特性事業」、平成18年に「地域特性事業」を行っている。説明にあった市民自治の確立とは何のことか。コミュニティの概念、定義は何か。コミュニティセンターがどうあるべきか、今の自治基本条例ではできない。先ほどの説明については違うと思う、納得できない。
- (市) 自治の確立や、コミュニティの定義については、説明が足りなかつた部分が多々あったかと思いますが、お手元の「逐条解説書」に基づいて資料を作成しておりますのでご容赦願います。コミュニティセンターの部分については、まさに今回、市民自治推進会議でどのようにしていくか、ご検討いただく大きなテーマであります。皆様のご意見を賜りたく、よろしくお願ひいたします。
- (座長) いろいろと難しい言葉もあるかと思いますが、逐条解説書を参考にしていただければと思います。それでは、ほかに見直し検討表についてご意見等はございますか。
- (委員) 市の考えは示されているが、我々委員がどれをどのように見直すかは、条例を繰り返し見ながら丁寧に議論し、進めて行くべきです。
- (座長) 時間の制約もありますので、まずは見直し検討表についてご意見等をいただき、残りの時間で資料3以外の部分についてもできるだけ審議したいと思いますがいかかでしょうか。
- (委員) 異議ありません。
- (委員) 今までやってきた公民館活動は、コミュニティセンターになってからもカバーできるのかどうかを回答していただければ、円滑に議論が進むと思います。この資料3については、5年前と今とで変わっていて、これで良いと思います。
- (市) 先ほど、委員から「コミュニティセンターの記述が第2章よりも、第8章の方が良いのではないか」というご意見であったと思います。今ほどの委員のご意見は「このまま第4条の方で良い」ということで、異なりましたので、他の委員からのご意見もいただければと思います。
- (委員) 第8章に含めた方が良いと思います。このまま入れてしまうと、地域コミュニティの話と、公民館・コミュニティセンターの話が一緒に聞こえます。私たちの地区でも、コミュニティセンターに変わったことについて説明してもなかなか理解してもらえません。「持続可能な地域」とは何のことを言っているのでしょうか。地域は基本的に持続可能であると思っています。
- (委員) コミュニティセンターとなった大町地区などでは、実感はあるのでしょうか。

- (委員) 「公民館」は社会教育事業を行うための施設で、地域の事業は行わないのですが、魚津市の場合は、先進的にすでに地区運動会や敬老会などの地域の事業をしていました。
- 元々の「公民館」のままでは「地域の事業はできない」という説明をしないと、わざわざコミュニティセンターに移行するメリットは伝わらないのだと思います。
- (委員) 事業内容が大きく変わることではないため、なかなか理解してもらえないかもしれませんですが、この自治基本条例の見直しというのは、「この条例のままではできないもの」について改正して、コミュニティセンターを地域の中核として位置付けていこうという方向に持って行くための改正であるべきなのではないかと思います。
- (座長) 公民館では制約があったものを、「運営主体が地域住民である」ということをはっきりさせる意味があるのだろうと思います。
- (委員) 今まで公民館の職員として働いていた人がいろんなことで戸惑ってしまいます。しっかり理解したうえで気持ちよく働いていただけるようにすることも必要だと思います。
- (委員) 組織機構図を見ると、公民館は教育委員会にあり、市の予算が投じられています。
- 地域の活動は地域住民でやっていくことであり、行政でなければできることは協働しましょうということなどは地区の役員は知っていますが、住民は一切知らないと思います。
- この会議は何をしなければならないのか、座長のご負担にならないように行政に仕切ってもらいたいです。
- (市) この会議の役割として、条例の見直し以外にも、役員の中でもあまり知られていない、ましてや住民は全然知らないというご指摘があったと思います。この見直し作業を通じて、例えば、いろんな機会に皆さんに使っていただける道具となるよう、逐条解説へどのように盛り込んでいけばよいのかを意識して進められたら、と思います。
- (委員) 公民館とコミュニティセンターの違いが分からぬ方が多いと思うので、違いが分かるように、文章だけでなく、目に見えてわかるように、SNSやサイトを使って興味がある人が調べられるように書類の中に入れていただければ分かりやすくなると思います。
- (座長) 具体的にわかりやすくするということですね。
- (委員) 資料3については、コミュニティセンター化の説明を第2章ですか、第8章ですかを決めたらよいのでしょうか。
- (市) 第2章では自治の基本理念の部分ですので、第8章の方でお示しした方が、落ち着きが良いし、いろいろと記載もしやすいと思いますが、どうでしょうか。
- (座長) コミュニティセンター化については第8章で盛り込むということでよろしいでしょうか。
- (委員) せっかく第8章で取り扱った方が良いとおっしゃっていましたが、第8章は地域のコミュニティの活動や、その中の団体について謳っており、コミュニティセンターについては、案のとおり第2章で良いと考えます。文章については事務局にお任せすることとして、取り扱う場所を決められたら良いと思います。
- (委員) 「公民館のコミュニティセンター化」ということであれば、原案のとおりとしたら良いと思います。
- (委員) 公民館、地区振興会、コミュニティセンターなどについて、もう少し細かく分けたうえで、「公民館とは…、地域振興会とは…、コミュニティセンターとは…」などとして、それぞれの説明を入れた方がより理解しやすいと思います。
- 第2章第4条第2号の部分で、大枠として「コミュニティセンターがある」ということを謳ったうえ

で、第8章で今申し上げた説明をしたら良いと思います。

- (市) 使い分けるということですね。
- (委員) コミュニティとは、「校下」のことです。魚津市には 13 の校下があり、それぞれの地区でまちづくりをしています。公民館に集まってきた一部の団体が地域振興会となっています。文化振興会や体育振興会などはいわゆる町内会の専門部です。いろんな団体がありますが、館長は市の職員であるのに、地域のトップにあるのはおかしいことです。
- (委員) コミュニティを校下と言い換えられる、ということですが、私は「地域」と思っています。地域とコミュニティは同じことを指しているので、「地域コミュニティ」を変えた方が良いと思います。
- (座長) コミュニティセンターの話をどこで扱うべきかとのですが、第2章で定義し、第8章で関連するような説明が必要である、といったことでどうでしょうか。
- (委員) (異議なし)
- (座長) これ以外のところで、お気づきの点がございましたら、ご意見をお願いします。
- (委員) このスケジュールのとおり進めなければならないのですか。
- (市) 先ほど「10 月では時期が空きすぎている」とのご意見をいただきました。今回、資料3の方向性をいただいたと思っていました。次回の市民自治推進会議をなるべく早い日程で再度開催させていただき、委員の皆様にはお配りしました「逐条解説書」を熟読いただきまして、第3回の市民自治推進会議で、条文ごとに皆様からご意見をいただくことで進めさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。
- (委員) それでは遅くなるので、委員から意見を出しておいて議論をするべきだと思います。
- (委員) 前もって各委員から意見を書面で出してもらい、市としての考えを出してもらったうえで議論した方が早いのではないでしょうか。
- (委員) その方が良いと思います。
- (市) お渡しました「逐条解説書」に対しての委員の皆さんのご意見を地域協働課へお寄せいただき、市の事務局の考え方をお示しながら議論を進めて行きたいと思います。
- (委員) 次回の開催を、もういつ頃にするのかを決めておいてもらった方が良いと思います。
- (市) 次回は8月末に開催したいと思いますので、8月 12 日までにご意見をお願いします。
- (座長) 逐条解説書を熟読していただいて、ご意見、問題点のご指摘でもよろしいですが、8月 12 日までに地域協働課へ提出いただくということでお願いします。それを踏まえて次回の開催をしたいと思います。
- (市) 会議室の空き状況を確認し、早急に開催案内をさせていただきます。
- (座長) それでは、スケジュール調整は事務局へお任せします。全ての予定はできませんでしたが、時間も参りましたので、本日はこれまでとしたいと思います。皆さんご協力ありがとうございます。
- (市) 座長、ありがとうございました。8月 12 日までにご意見を頂戴し、8月末に第3回の会議を開催することとし、日程については近日中にご案内させていただきます。
- 以上を持ちまして、本日の魚津市市民自治推進会議を終了します。本日は誠にありがとうございました。引き続きよろしくお願ひいたします。

<閉会>